

# 新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <p style="margin: 0;">平成 7 年 4 月 5 日 設計第 16 号 各支庁長あて 農政部長</p> <span style="font-size: 2em;">}</span> </div> <p>沿革 平成 7 年 4 月 5 日設計第 16 号 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日設計第 69 号 一部改正 平成 25 年 10 月 16 日事調第 963 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日事調第 871 号 一部改正 平成 31 年 4 月 15 日事調第 88 号 <u>一部改正 令和 2 年 3 月 30 日事調第 1525 号</u></p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 該当工種 【省略】</p> <p>2 適用の範囲 次の条件をすべて満たす工事に適用することができるものとする。</p> <p>(1) 工種が同一であること。 (2) 施工箇所の変更が、当該契約地区内であり、かつ、当初明示した施工面積の 3 割以内であること。 <u>ただし、当初明示した施工面積が 10ha 未満のときは、3 割を超える場合も適用できるものとする。</u></p> <p>(3) 変更後の工事目的物の数量は、当初の工事目的物の数量と概ね同一であること。 (4) 変更後の設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計は、<u>「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内又は金額未満</u>であること。 (5) 工期に著しい影響を与えないこと。</p> <p>3 設計図書における施工条件の明示 【省略】</p> <p>4 設計変更の取扱い 【省略】</p> <p>別記 1 号様式 【省略】</p> <p>別記 2 号様式 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <p style="margin: 0;">平成 7 年 4 月 5 日 設計第 16 号 各支庁長あて 農政部長</p> <span style="font-size: 2em;">}</span> </div> <p>沿革 平成 7 年 4 月 5 日設計第 16 号 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日設計第 69 号 一部改正 平成 25 年 10 月 16 日事調第 963 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日事調第 871 号 一部改正 平成 31 年 4 月 15 日事調第 88 号 <u>【追加】</u></p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 該当工種 【省略】</p> <p>2 適用の範囲 次の条件をすべて満たす工事に適用することができるものとする。</p> <p>(1) 工種が同一であること。 (2) 施工箇所の変更が、当該契約地区内であり、かつ、当初明示した施工面積の 3 割以内であること。</p> <p><u>（3）変更後の工事目的物の数量は、当初の工事目的物の数量と概ね同一であること。</u></p> <p>(4) 変更後の設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計が、<u>現請負代金額の 30%以内で、かつ、1,500 万円未満</u>であること。 <u>（5）工期に著しい影響を与えないこと。</u></p> <p>3 設計図書における施工条件の明示 【省略】</p> <p>4 設計変更の取扱い 【省略】</p> <p>別記 1 号様式 【省略】</p> <p>別記 2 号様式 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">字句の追加</p> <p style="text-align: center;">発注実態に合わせ、字句の追加 字句の修正</p>